

こんなお困りありませんか？

相談無料
秘密厳守

若年性認知症相談

若年性認知症とは？

18歳～65歳未満に認知症を発症した場合、若年性認知症といいます。
若年性認知症は、働き盛りの世代にも起こり、本人だけでなく家族の生活への影響が高齢者に比べて大きく、本人や家族に様々な支援が必要です。

ご相談は

あべのオレンジチームに!!

若年性認知症と診断を受ければ、介護保険サービスの利用もできます。
あべのオレンジチームは、
専門相談大阪府若年性認知症支援コーディネーターと連携しご相談に応じます。

あべのオレンジチーム

☎ 6628-1300

月～土(日・祝・年末年始は除く)午前9時～午後5時

若年性認知症と診断を受けました。これからどうしたらいいの？

仕事は続けられるの？
退職するにしても、
これからどうしよう？

自宅で暮らし続けるための、利用できるサービスはあるの？

同じ病気の人や家族と話ができれば…生活の場を紹介してほしい。



阿倍野区社会福祉協議会内(阿倍野区帝塚山1-3-8)

※ この事業は、大阪市の認知症初期集中支援推進事業を阿倍野区社会福祉協議会が受託し、実施しているものです。